

1. これまでの料金査定内容を踏まえた審査要領の見直し

- 電気事業法第19条第1項に定める供給約款の認可に当たっての料金審査については、平成24年3月の「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告を受け、電気料金審査プロセスの客観性、透明性確保の観点から、一般電気事業供給約款料金審査要領(以下「要領」)を改正し、これに則って行っているところ。
- 昨年5月の東京電力からの料金認可申請を皮切りに関西電力、九州電力、東北電力、四国電力及び北海道電力の計6社の料金審査及び査定方針の検討を行ってきた。
- 今般、電気料金審査プロセスの客観性、透明性をさらに高める観点から、これまでの電力会社に対する料金査定内容について、今後の原価項目に関わる市場動向等の変化や個別事情への対応可能性も考慮しつつ、可能な限り要領に反映することとしてはどうか。 → [資料4](#)

2. 電気料金審査専門小委員会での指摘事項について

- 今後の査定方針等に対するこれまでの電気料金審査専門小委員会での指摘事項について、検討を行い、今後の審査等に適切に反映させるべきではないか。 → [資料5](#)

【参考1】関係法令

<電気事業法>

(一般電気事業者の供給約款等)

第十九条 一般電気事業者は、一般の需要(特定規模需要を除く。)に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

<一般電気事業供給約款料金算定規則>

(認可料金の原価等の算定)

第二条 法第十九条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする供給約款で設定する料金を算定しようとする一般電気事業者(以下「事業者」という。)は、四月一日又は十月一日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間(以下「原価算定期間」という。)を定め、当該期間において電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(以下「原価等」という。)を算定しなければならない。

<一般電気事業供給約款料金審査要領>

第1章 総則

1. 基本方針

電気事業法第19条第1項に定める供給約款の認可に当たっては、この要領に従って審査を行うものとする。

【参考2】 関西電力及び九州電力(H25. 3)、東北電力、四国電力及び北海道電力(H25. 8)の時の消費者庁意見

○これまでの各電力会社の値上げ認可申請の査定のプロセスで明らかになった諸課題(例:情報公開・開示の在り方、事業報酬算定の在り方、購入電力料の負担の在り方等)について整理し、電気料金値上げ認可申請に関する審査の在り方に適切に反映すべきである。